

経営者側に立った解釈で研修します。

# ほとけな 勘違い と連発!!!

自己解釈で完結していませんか？  
働き方改革はまだ始まったばかり。  
今なら間に合う、その勘違い！



## 1 残業代

- 残業代は固定で払っているから大丈夫
- 勝手に残業しているから支払わなくてもよい。
- 課長に残業代はない

## 2 就業規則

- うちは就業規則がないから有給制度もありません
- 就業規則を作ると会社が縛られる
- 就業規則は俺の頭の中にある

## 3 退職・解雇

- 無断欠勤は即日解雇
- 試用期間中は解雇しても大丈夫
- 退職する者に賞与は支給しない

## 4 雇用契約

- 雇用契約は口頭でしたはずだ
- パートタイマーは雇用の調整弁
- 言った、聞いてない、不利益変更だ！

## 5 働き方改革

- 36協定は大企業の話し
- 労働時間把握義務、どこまでが労働時間？
- 有給休暇取得5日は従業員全員に付与しなければならない

■日 時 令和元年10月30日(水)  
午後6時から午後7時30分  
【研修会終了後に個別相談も受付けます】

■場 所 埼玉グランドホテル本庄2階

■講 師 埼玉社労士オフィス  
代表 村田小百合氏



会社を守るための就業規則を作りませんか！

令和元年 月 日

### 参加申込書

事業者名			
電 話	( )	FAX ( )	メールアドレス
受講者氏名			

お申し込みは 本庄法人会までFAXをお願いします。 返信先:本庄法人会事務局まで FAX 0495-22-7898

主幹(公社)本庄法人会 女性部会